

公募型プロポーザルの公告

下記工事に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 23 日

橋本市長 平木 哲朗

1. 工事の概要

- (1) 年度・番号 令和 8 年度 第 401 号
- (2) 工事名 三石台中央公園遊具等設置工事
- (3) 工事場所 三石台中央公園内広場(橋本市三石台地内)
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 17 日(水)まで。
- (5) 工事内容 三石台中央公園内広場への大型遊具等の設置(基礎工事含む)に係る製作及び設置工事一式
- (6) 提案上限金額 14,990千円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む)

2. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告日において次に掲げる条件を全て満たす者とする。なお、参加形態は単体とし、共同企業体等での参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までの間に、橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準(平成 18 年橋本市告示第 271 号)に基づく停止措置、又は橋本市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成 18 年橋本市告示第 169 号)に基づく排除措置の期間中でないこと。
- (3) 橋本市建設工事及び委託業務請負業者入札参加資格要綱(平成 18 年橋本市告示第 155 号)に規定する「令和 8・9 年度 入札参加資格登録者名簿【建設工事】」及び「令和 8・9 年度 入札参加資格登録者名簿【物品(公園遊具)】」に登録されていること。
- (4) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定による「とび・土工・コンクリート工事」に係る建設業の許可を受けていること。
- (5) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する最新の経営事項審査の「とび・土工・コンクリート工事」の総合評定値が、「800 点以上」であること。
- (6) 対象工事に配置を予定する主任技術者が適正であること。なお、現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。また、営業所の専任技術者は本工事の技術者と兼務できない。加えて、現場代理人及び主任技術者は受注者と 3 ヶ月以上直接かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (7) 平成 28 年度以降に、元請け(共同企業体等を除く単体のみ)として国又は地方公共団体又はそれらに準ずるもの(実施要領 別紙1参照)が発注した遊具設置工事

(請負金額が900万円以上)の和歌山県内での実績を有する者であること。ただし、公告日までに完成し、引渡し済のものに限る。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3. 参加手続

プロポーザルに参加を希望する者は、三石台中央公園遊具等設置工事公募型プロポーザル実施要領に基づき、受付期間中に申込みを行う。

4. 実施要領等の交付

(ア) 交付期間 令和8年6月23日(火)から

(イ) 交付場所 橋本市建設部まちづくり課ホームページ

<http://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kensetsubu/mati-dukuri/oshirase/23002.html>

5. 失格条項

参加申込者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

(1) 「2. 参加申込者の資格要件」を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 公平な審査を阻害する行為があった場合

(4) 実施要領に定める手続き以外の方法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

(5) その他実施要領に違反すると認められる場合

6. 優先交渉権者の審査・選定

三石台中央公園遊具等設置工事公募型プロポーザル実施要領のとおりとする。

7. 契約に関する基本的事項

選定された優先交渉権者と市の間で協議を行い、合意に至った場合に提案上限金額を限度とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で契約する。

8. 担当部署(書類提出先及び問い合わせ先)

担当部署名:橋本市建設部まちづくり課公園緑地係

住所:〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

電話:0736-33-1179

FAX:0736-33-6151

メールアドレス:machiz@city.hashimoto.lg.jp